

岩崎五日新決持組合長塚本作太郎方ニ集合

後ニ於テハ釜焚貨銀値上トシテ協議上ニ對シテ

乘ヲ為スニトシテ協定同時ニ西濱塩業労働組合

ヲ亦ソ同一步調ニ出シトスル模様アルトシテ

秋元一三八八號ヲ以テ既報ノ如キ後西者ノ

リハハテ以テ同月三十日ニ至リ塚本外郎外四名ヲ代

トシテ西塩業組合ニ對シテ正式ニ要求(前記ノ如ク)一割五分

タリ

然ルニ塩業組合例ハ労銀ノ決定ハ本意持ノ關係

年度制衣塩賠償価格カ未ク專賣局ヨリ発表

カリレテ係上右要求ニ對シテハ特ニ回答ヲ延期

カ同月二十八日日本年一月ヨリ塩賠償價格カ

百廿二件ナ

カ先値下ノ旨発表セラレタハヨリ直々ニ總

會々ニ關係

シテ後策謀

結果前叙ノ如ク賠償價格

決定

シテ

労働者ノ主張ニ對シテ米價ノ騰貴

ニ對シテ

度ノ限り要求ノ約半額即チ八歩ヲ値上スル

トシテ

ヲ遂ケ其ノ旨塩業労働組合ニ回答ナ

キトシテ

之ヲ認トシ別段異議ナキトシテ聲明

シテ

事田滿裡ニ解決ヲ告ケタリ

右友申(通)報候也

直ラニカ実行ハ本年一月一日ヨリ実行スル

トシテ

右労働者値上後ノ労銀并照表ハ目下塩業者